

令和3年11月22日

令和3年11月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年11月22日(月) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(12人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	10番	大西	清一	11番	宮本 正裕
	12番	吉田	公俊	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 欠席委員(2人)

委員	9番	中西	壽男	13番	久保	睦子
----	----	----	----	-----	----	----

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局長代理	松下	伸弘
職員	浅羽	瞬			

7 議事録署名委員

11番	宮本	正裕	12番	吉田	公俊
-----	----	----	-----	----	----

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明
- 報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
- 報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
- 報告第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

## 9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年11月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は12名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号11番、宮本 正裕委員、並びに、議席番号12番、吉田 公俊委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。  
それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。  
事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、350㎡につ

いてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため、申請があったものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局、浅羽君。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、2筆、2,650㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は使用貸借権で、3年の再設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、5件。

以下、報告第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、先般開催されました令和3年度女性の農業委員会初任者委員研修会につきまして、大川委員から報告をお願いいたします。

大川委員

先日、女性委員の研修ということでオンラインにて受講致しました。駒沢大学の先生からはメタ視点の勧めということで、相手の意見を尊重しつつ、一つ高い視点で色々な考えを活用するための批判的思考について講演がありました。

また、3人の女性委員から様々な活動事例の報告があり、今後は新規参入者への支援や女性農業者同士の交流、農業委員の活動内容の発信等についても力を入れていきたいとのことでした。

今回、女性委員として私が受講しましたが、同じ考えを共有できるように、男性委員についても同様に受講しても良いのではないかと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

大川委員には、今回の研修で得られました知識を、今後の委員会活動に活かしていただきたいと思います。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会を12月1日、水曜日、午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。

来月の定例会でございますが、12月20日、月曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和3年11月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月22日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

---

署名委員

署名済み

---

署名委員

署名済み

---